

愛荘町人事行政の運営等の状況(平成 18 年度)

愛荘町の人事行政の運営等の状況を公表に関する条例(平成 18 年条例第 26 号)第 6 条の規程により人事行政の運営の状況の概要を公表します。

(平成 19 年 12 月 10 日)

1 給与に関する状況

(1)人件費の状況(平成 18 年度普通会計決算)

住民基本台帳人口(18 年度末)	19,024 人
歳出額 (A)	8,140,227 千円
実質収支	201,748 千円
人件費 (B)	1,388,701 千円
人件費率 (B/A)	17.1%

(2)職員給与費の状況(平成 19 年度一般会計当初予算)

職員数 (A)	177 人
給料	641,204 千円
職員手当	124,296 千円
期末勤勉手当	263,476 千円
給与費計 (B)	1,028,976 千円
一人当たり給与費 (B/A)	5,813 千円

- 職員手当は、退職手当を除く、通勤・住居・扶養・時間外手当など。
- 給与費には、町長・助役・議員・各種委員など特別職に支給される給与・報酬などは含まない。

(3)ラスパイレス指数の状況

時期	ラスパイレス指数
平成 19 年 4 月 1 日現在	92.05
平成 18 年 4 月 1 日現在	92.01
平成 17 年 4 月 1 日現在	秦荘町 90.7
	愛知川町 94.8

- ラスパイレス指数とは、地方公務員の給与水準を表したもので、国家公務員行政職を基準に指数にしたものです。(国家公務員の給料を 100 とした場合の愛荘町一般行政職の給料指数)

2 一般職の給料等の状況(平成 19 年 4 月 1 日)

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額状況

区分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	42.2 歳	317,400 円
技能労務職	56.2 歳	236,600 円

(2) 職員の初任給の状況

区分(一般行政職)		初任給	2 年後の給料
愛荘町	大学卒	170,200 円	178,600 円
	高校卒	138,400 円	144,100 円
国	大学卒	179,200 円	196,200 円
	高校卒	138,400 円	146,700 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

経験年数		10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上
一般行政職	大学卒	264,400 円	289,700 円	— 円	391,500 円	446,000 円
	高校卒	221,200 円	263,500 円	341,200 円	363,100 円	408,000 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	215,300 円	233,700 円	340,300 円
	中学卒	— 円	— 円	164,200 円	— 円	231,800 円

- 100 円未満四捨五入
- 経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合における採用後の年数

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成 19 年 4 月 1 日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補、主事	7 人	5.7%
2 級	主任	25 人	20.3%
3 級	主査、係長	46 人	37.4%
4 級	係長(困難)、課長補佐	20 人	16.3%
5 級	課長	14 人	11.4%
6 級	課長(困難)、主監	11 人	8.9%
計		123 人	100.0%

- 職員の給与に関する条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。
- 一般行政職とは、税務職、保健師、技能労務職、幼稚園教諭以外の職員です。

- (困難)とは「困難な業務」を示します。

4 職員の手当の状況(平成 19 年 4 月 1 日現在)

(1) 期末・勤勉手当

手当の種類	6月期	12月期	計
期末手当	1.40 月分	1.60 月分	3.00 月分
勤勉手当	0.725 月分	0.725 月分	1.45 月分

- 職制上の段階、職務の級等による加算措置あり
- 国の制度……町と同じ

(2) 退職手当

退職の理由	自己都合	定年	勸奨
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	32.76 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分

- その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~20%
- 退職手当は、県内の市町および一部事務組合で組織する滋賀県市町村職員退職手当組合の「滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例」に基づき支給

(3) 地域手当

支給率	2%
支給対象職員割合	100%
支給対象職員 1 人当たり平均支給月額	6,300 円

- 地域手当の月額は、給料・扶養手当の月額の合計額に支給率を乗じた額

(4) 時間外勤務手当

平成 18 年度 総支給額	39,537,500 円
支給対象職員一人当たり平均支給年額	280,408 円

(5) 扶養手当

配偶者	月額 13,000 円
扶養親族	月額 6,000 円
配偶者が扶養親族でない場合の 1 人目	6,500 円
配偶者のいない職員の場合、扶養親族のうち 1 人目	11,000 円

- 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子、月額 5,000 円を加算

(6)住居手当

借家・借間(最高限度額)	月額 27,000 円
持ち家(新築・購入から 5 年)	月額 2,500 円

(7)通勤手当

ア 自動車などの交通用具使用者

2km以上 5km未満	月額 2,000 円	5km以上 10km未満	月額 4,100 円
10km以上 15km未満	月額 6,500 円	15km以上 20km未満	月額 8,900 円
20km以上 25km未満	月額 11,300 円	25km以上 30km未満	月額 13,700 円
30km以上 35km未満	月額 16,100 円	35km以上 40km未満	月額 18,500 円
40km以上 45km未満	月額 20,900 円	45km以上 50km未満	月額 21,800 円
50km以上 55km未満	月額 22,700 円	55km以上 60km未満	月額 23,600 円
60km以上	月額 24,500 円		

イ 交通機関利用者

1 月当たりの運賃	支給額
55,000 円以下	全額支給
55,000 円を越える	55,000 円 × 支給単位月

- 国の制度……町と同じ

(8)管理職手当

支給額	主監・局長・室長 63,800 円 課長 55,100 円 参事・館長・所長 53,800 円 課長補佐 39,200 円
支給対象職員割合	26.5%
支給対象職員 1 人当たり平均支給月額	50,100 円

- 管理職手当は、定められた職に応じて支給

(9)その他の手当

- 宿日直手当など

5 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区分	給料・報酬の月額	期末手当
町長	740,000 円	6 月期 1.60 月 12 月期 1.75 月 計 3.35 月
助役	625,000 円	
収入役	— 円	
教育長	595,000 円	
議長	290,000 円	
副議長	200,000 円	
議員	180,000 円	

6 職員数ならびに採用、退職および昇任の状況

(1) 部門別職員数の状況等

部門	部門内訳	平成 18 年度	平成 19 年度	増減
一般行政部門	議会	2 人	2 人	
	総務企画	41 人	34 人	▲7 人
	税務	9 人	10 人	1 人
	民生	33 人	32 人	▲1 人
	衛生	11 人	11 人	
	労働	0 人	0 人	
	農林水産	7 人	8 人	1 人
	商工	3 人	3 人	
	土木	10 人	10 人	
	小計	116 人	110 人	▲6 人
特別行政部門	教育	59 人	56 人	
	小計	59 人	56 人	▲3 人
普通会計計		175 人	166 人	▲9 人
公営企業等会計部門	水道	0 人	0 人	
	下水道	6 人	5 人	▲1 人
	その他	10 人	11 人	1 人
	小計	16 人	16 人	
合計		191 人	182 人	▲9 人

(2) 職員の採用・退職者数

ア 採用の状況(平成 18 年度)

職種区分	採用者数		
	男	女	計
保健師	1 人	4 人	5 人
保育士・教諭	2 人	4 人	6 人
合計	3 人	8 人	11 人

イ 退職の状況(平成 18 年度)

任命権者	定年	希望	死亡	懲戒免職	普通	計
町長	2 人	4 人			7 人	13 人
教育長		5 人			2 人	7 人
計	2 人	9 人			9 人	20 人

(3) 異動および昇任の状況

階級	異動者数	うち昇任者数
主監級	8 人	6 人
課長級	13 人	3 人
課長補佐級	14 人	5 人
係長級	19 人	9 人
主査級	11 人	1 人
一般職員級	19 人	10 人
合計	84 人	34 人

7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

1 週間の勤務時間	40 時間
1 日の勤務時間	8 時間
勤務時間	8 時 30 分開始 17 時 15 分終了
休憩	12 時 15 分開始 13 時 00 分終了(45 分間)

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成 18 年分)

総付与日数	5,157 日
総取得日数	906 日
対象職員数	134 人
平均取得日数	6.8 日
取得率	17.6%

- 「対象職員」とは、平成 18 年 1 月 1 日～12 月 31 日までの全期間を在職した職員で、当該期間の中途に採用された者、退職した者および当該期間中に育児休業、退職の事由がある職員ならびに派遣職員を除く。

(3) 育児休業の取得状況(平成18 年度)

性別	取得者数
男性	0 人
女性	2 人
合計	2 人

(4) 特別休暇等の状況

種類	付与日数	備考	
病気休暇	必要期間	90 日以内	
特別休暇	選挙権行使休暇	必要期間	
	証人等による出頭休暇	必要期間	
	骨髄提供のための休暇	必要期間	
	ボランティア休暇	5 日以内	
	結婚休暇	5 日以内	
	産前休暇	出産日までの 8 週間以内	
	産後休暇	出産日の翌日から 8 週間以内	
	育児時間	1 日 2 回 各 30 分	
	妻の出産	2 日以内	
	子の看護のための休暇 (小学校就学の始期に達するまでの子)	5 日以内	
	忌引	1 日～10 日	親族関係により異なる
	夏季休暇	3 日以内	
災害・事故休暇	必要期間		

	生理休暇	2日以内	
	妊婦の通勤緩和	1日を通じて1時間を超えない範囲	
	妊婦の健康審査等休暇	必要期間	
	妊婦傷害(つわり)	7日以内	
介護休暇		必要期間	最大6月 時間単位可

8 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(平成18年度)

(ア) 職員の意に反する降任・免職の状況

処分の理由	処分の内容	人数
勤務実績がよくない場合	降任	0人
	免職	0人
心身の故障のため職務執行に支障がある場合	降任	0人
	免職	0人
職に必要な的確性を欠く場合	降任	0人
	免職	0人
廃職または過員を生じた場合	降任	0人
	免職	0人
合計		0人

(イ) 休職処分の状況

処分の理由	人数
心身の故障のため、長期の休養を要する場合	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人
学術に関する研究等に従事する場合	0人
災害等により行方 不明になった場合	0人
合計	0人

(2) 懲戒処分の状況(平成18年度)

処分の内容	人数
免職	0人
停職	0人
減給	0人

戒告	0人
合計	0人

9 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ての状況

- (1)措置の要求 該当事案なし
(2)不服申立て 該当事案なし

10 人材育成に関する状況

(1)主な研修の実績等

(ア)内部研修

名称	目的および概要	参加人数 (延べ人数)
人権問題研修 3回×2会場	地域のリーダー・アドバイザーとして人権意識の高揚を目指して自己能力の向上に努めることを目的として町および教育委員会が主催する研修会に参加する。	465人
個人情報保護研修会 1回×2会場	日常業務における個人情報を適正に取り扱うことを目的とする。	170人
班別研修 年3回	職員を10名程度の班に分け、人権、職場づくり等について各自の意識を高めることを目的とする。	546人

(イ)外部研修機関への派遣研修(滋賀県市町村職員研修センター等)

名称	目的および概要	参加人数 (延べ人数)
市町村アカデミー	社会経済の急速な進歩や変化に対応し、地方分権型社会の構築に向けて、多様化する住民ニーズに即した市町村行政の推進ができる能力の向上を図る。 (1)公会計制度改革セミナー	2人
一般研修	各階層で必要とされる地方自治の現状と課題の認識、行政執行上の知識・技術の習得、業務執行意欲の向上および分権時代を担う行政のプロとしての能力開発を行う。 (1)課長級研修 (2)係長級職員(2部)研修 (3)現任職員(3部)研修 (4)現任職員(1部)研修 (5)新任職員研修	22人

専門研修	<p>実務に携わる者(中でも経験の浅い者)を対象に、その実務に関する専門的な知識を習得し、職務遂行能力を高める。</p> <p>①法制講座研修 ②パワーアップセミナー研修 ④例規担当職員研修 ⑤接遇指導者養成研修 (5)研修管理者研修 (6)コーチング研修 (7)政策法務研修 (8)管理職トップセミナー研修 (9)クレーム対応能力向上研修 (10)NPO 協働(基礎コース)研修</p>	18人
------	--	-----

11 福利厚生に関する状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況(平成 18 年度)

名称	対象者	受診者数
定期健康診断	全職員	157人
生活習慣病健診	年齢・性別等により定める職員等	148人

(2) 公務災害および通勤災害の認定件数(平成 18 年度)

災害の別	発生件数
公務災害	1件
通勤災害	0件
計	1件

(3) 職員の福利厚生事業の実施状況

職員の福利厚生事業については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条および職員の互助会に関する条例(昭和43年条例第20号)に実施しています。事業は、財団法人市町村職員互助会、愛荘町役場職員互助会等に委託しています。財団法人市町村職員互助会および愛荘町役場職員互助会等は、会員の掛金および町の負担金、補助金その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しています。

時期	会員数
平成18年4月1日現在	193人
平成19年4月1日現在	183人

歳入の内容	18年度決算額	19年度予算額
掛金額	10,381千円	10,479千円
補助金・負担金	8,729千円	8,395千円

- 会員数には、特別職(町長・副町長・教育長)が含まれています。